熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成29年12月11日

開会中

場所 全 員 協 議 会 室

経済環境常任委員会会議記録 能本県議会 第 5 回

平成29年12月11日(月曜日)

午前9時58分開議 午前11時48分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補 正予算(第5号)

議案第5号 平成29年度熊本県電気事業会 計補正予算(第1号)

議案第20号 指定管理者の指定について

議案第21号 指定管理者の指定について

議案第22号 指定管理者の指定について

議案第42号 平成29年度熊本県一般会計補 正予算(第6号)

議案第45号 平成29年度熊本県電気事業会 計補正予算(第2号)

議案第46号 平成29年度熊本県工業用水道 事業会計補正予算(第1号)

請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の 認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ いて

報告事項

- ①第3次熊本県消費者施策の推進に関す る基本計画の策定について
- ②創造的復興に向けた重点10項目につ いて
- ③グループ補助金の執行状況等につい
- ④荒瀬ダム撤去工事等の状況について

出席委員(7人)

委員長 早 田順一 副委員長高 野 洋 介 委 員城 下 広 作 委 三 郎 員 松 \blacksquare

浩 委 員 濱 大 \blacksquare 委 員 西 山宗 孝 委 員 岩 本 浩 治

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長田中義 人

中 山 広 政策審議監 海

環境局長 藤 本 聡

県民生活局長 戸 浩 瀬 環境政策課長 村

田 真

水俣病保健課長 原 雅 之 小 三 之 水俣病審查課長 孝

輪 政策監 喜久雄 山

環境立県推進課長 橋 本 有 毅

> 環境保全課長 Ш 勝 批

> 自然保護課長 中 尾 忠 規

循環社会推進課長 久 保 隆 生

くらしの安全推進課長 渡 寛 猿 信

> 消費生活課長 西 Ш 哲 治

男女参画 · 協働推進課長 真 由紀子 田

人権同和政策課長 粛 \blacksquare 正喜 商工観光労働部

> 部長 奥 粛 惣 幸

政策審議監兼

商工政策課長 Ш 誠 中

商工労働局長 寺 野 吾 愼

新産業振興局長 # 村 浩

観光経済交流局長 原 Ш 眀 博

国際スポーツ大会推進局長 原 雅 晶 小

> 商工振興金融課長 浦 \mathbb{H} 治 隆

> 労働雇用創生課長 石 元 光 弘

藤 産業支援課長 末 尚 希

エネルギー政策課長 前 野 弘 企業立地課長 小 牧 裕 明 観光物産課長 永 友 義 孝 国際課長 小金丸 健 首席審議員兼

国際スポーツ大会推進課長 水 谷 孝 司 企業局

局長原悟次長兼総務経営課長 松 岡 大 智工務課長 武 田 裕 之

労働委員会事務局

局長一喜美男審査調整課長中島洋二

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝 政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時58分開議

○早田順一委員長 それでは、ただいまから 第5回経済環境常任委員会を開会いたしま す。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題と し、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた 後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のまま、簡潔にお願いいたし ます。

それでは、環境生活部長から総括説明を、 続いて担当課長から資料に従い順次説明をお 願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。

環境生活部でございます。

まず、議案の概要の説明に入ります前に、 先月11月20日、委員の先生方におかれまして は、阿蘇関係、それから、廃棄物関係、観光 関係のほうのことにつきまして、大変お忙し い中御視察をいただきましてありがとうござ いました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、環境生活部関係の議案の概要に つきまして御説明を申し上げます。

今回提出をしております議案は、冒頭提案 の予算関係が1件、条例関係が2件、追加提 案の予算関係が1件でございます。

まず、冒頭提案のうち、第1号議案の一般 会計補正予算でございますが、総額5,700万 円余の増額をお願いしております。

その内容といたしましては、天草ビジターセンターの展示施設及び屋外トイレの改修、 くまもと県民交流館内の会議室増設に要する 経費などでございます。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りをいたしております。

次に、条例関係の第20号議案、第21号議案 でございますが、それぞれ熊本県環境センタ 一及びくまもと県民交流館の指定管理者の指 定についてお諮りをするものでございます。

さらに、追加提案をいたしております第42 号議案の一般会計補正予算では、本年10月の 人事委員会勧告を踏まえた給与改定によりま す総額2,100万円余の増額をお願いしており ます。

以上が今回提出をしております議案の概要 でございます。

このほか、第3次熊本県消費者基本計画の 策定状況につきまして御報告をさせていただ きます。

詳細につきましては、関係課長が御説明を いたしますので、御審議のほどよろしくお願 い申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明

をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございま す。

「経済環境常任委員会説明資料 〔平成29 年度11月補正予算(追号分)〕」と記載してあ ります説明資料をごらんください。

追号分の補正予算は、本年10月の人事委員 会勧告を踏まえました給与改定に伴うもので ございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。 環境生活部の平成29年度11月補正予算総括 表を記載しております。

今回の給与改定につきましては、県内の民間企業水準との較差を踏まえました人事委員会勧告に基づきまして、給与水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.2月引き上げるなどの改定を行うものでございます。

補正額につきましては、(C)欄に記載して おりますとおり、環境生活部全体で2,100万 余の増額をお願いするものでございます。

なお、この給与改定分の補正額につきましては、全課共通の事柄でございますので、各 課からの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でござ います。

委員会説明資料の2ページをお願いいたし ます。

公害保健費につきまして、438万3,000円の 増額をお願いするものでございます。これは 平成28年度公害健康被害補償給付支給事務費 交付金の精算に伴う返納金でございます。

公害健康被害認定審査会や検診などの水俣 病認定業務に必要な経費については、毎年、 その費用の2分の1を国が事務費交付金とし て支給するようになっております。今回の返 納金は、平成28年度において、認定審査会等 に係る支出額が当初の見込みを下回ったこと によるものでございます。

国が11月に交付額を確定したため、11月補 正予算において、国への返納金として計上さ せていただいているところでございます。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 説明資料の3ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、水俣市にあります熊本県環境センターにつきまして、平成30年度から平成32年度まで3年間の施設の保守点検や清掃等の維持管理業務について、限度額6,679万円の債務負担行為を設定するものでございます。

これに関連しまして11ページをお願いします。

議案第20号指定管理者の指定についてでご ざいますが、ただいま御説明いたしました熊 本県環境センターに係る施設の保守点検や清 掃等の維持管理業務につきまして、株式会社 キューネットを指定管理者として、平成30年 度から平成32年度まで指定するものでござい ます。

選定の経緯等につきましては、次のページ、12ページから13ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○山口環境保全課長 環境保全課でございま す。

説明資料の4ページをお願いいたします。 平成29年度繰越明許費でございます。

水道施設整備事業につきまして、繰越明許 費2,500万円の設定をお願いするものでござ います。

この事業は、市町村が実施する老朽化した 水道管の更新等に対して補助するものです

が、一部の市町村におきまして、設計変更に より工事に遅延が生じるなど、工事完了が翌 年度となることが見込まれるため、繰越明許 費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、大気汚染監 視業務と海域水質環境調査業務の来年度、平 成30年度に実施する業務につきまして、それ ぞれ限度額130万円余と1,550万円余の設定を お願いするものでございます。

大気汚染監視業務は、有害大気汚染物質の 成分分析のうち、県保健環境科学研究所で分 析できない項目を民間委託するものでござい ます。

海域水質環境調査業務は、海域の調査地点 50地点につきまして、原則として毎月1回船 を出して採水し、水質分析をする業務を民間 委託するものでございます。

両事業ともに、4月から年間を通じて行う 調査でございますので、契約事務等を考慮 し、債務負担行為の設定をお願いするもので ございます。御審議のほどよろしくお願いい たします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございま す。

説明資料の6ページをお願いします。

観光費で4,700万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

観光施設整備事業費としまして、国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業で、上天草市にあります天草ビジターセンターの展示内容の変更、施設の改修、トイレの洋式化等の整備に要する経費を計上しております。

これは、施設改修のための測量、調査を行った結果、施設にシロアリ等の被害が確認されたため、改修計画の見直しを余儀なくさ

れ、これに伴います国からの追加内示があったことによるものでございます。

続きまして、次のページ、7ページをお願 いします。

29年度繰越明許費でございます。

商工費で1億7,000万円を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

これは、国立公園における国際化・老朽化 等整備交付金事業及び国立公園満喫プロジェ クト推進事業の繰り越しをお願いするもので ございます。

まず、国際化交付金事業でございますが、 前ページで説明しました天草ビジターセンタ ーに係る改修計画の見直し、これに伴う補助 金交付申請等による事務手続に日数を要する こと、それに伴います本体工事が年度内に十 分な工期を確保することができないことによ るものでございます。

また、国立公園満喫プロジェクト推進事業におきましては、菊池渓谷内の施設整備のための調査、設計や九州自然歩道の復旧、また、阿蘇市の大観峰・草千里駐車場、トイレの洋式化等の整備事業の実施におきまして、国からの補助金の交付決定通知が10月となったため、今後発注します本体工事が年度内に十分な工期を確保できないことによるものでございます。

以上、自然保護課の説明を終わります。御 審議よろしくお願いします。

○ 久保循環社会推進課長 循環社会推進課で ございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。 熊本地震に伴う災害廃棄物処理受託費につ きまして、繰越明許費としまして8億7,000 万円の設定をお願いするものでございます。

この事業では、空港南側の県有地に二次仮置き場を整備し、益城町を初めとした7市町村から受託して災害廃棄物処理を進めており

ます。

7市町村による公費解体事業は、今月末で おおむね終了してまいりますが、二次仮置き 場における廃棄物の最終的な処理完了、すな わち7市町村から持ち込まれた廃棄物を最終 処分場へ搬出し終わるまでには、来年2月末 まで要する見込みでございます。

よって、その後に予定する二次仮置き場自 体の解体撤去工事につきまして、年度内で終 了することが困難でございますので、予算繰 り越しを行うものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろ しく御審議をお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 説明資料の 9ページをお願いします。

社会福祉総務費の社会福祉諸費、くまもと 県民交流館管理運営事業につきまして、会議 室増設に要する経費として584万8,000円の増 額補正をお願いするものでございます。

具体的には、熊本市中央区手取本町のテトリア熊本ビルの中にありますくまもと県民交流館パレア9階フロア中央付近の展示スペースを、会議室として利用できるよう改修するものでございます。これにより、利用者の利便性向上を図るとともに、利用料金収入の増加を図るものでございます。

次の10ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

くまもと県民交流館につきまして、平成22 年度から指定管理制度を導入しておりますが、第3期に当たります平成30年度から平成34年度までの5年間について、限度額2億6,215万9,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

これに関連しまして説明資料の14ページを お願いします。

議案第21号指定管理者の指定についてでご ざいます。

ただいま御説明しましたくまもと県民交流

館管理運営業務の指定管理者につきましては、公募したところ2団体から申請があり、審査の結果、くまもと県民交流館管理運営共同企業体、代表者九州綜合サービス株式会社を選定し、指定管理者として指定するものでございます。

指定期間につきましては、平成30年4月1 日から平成35年3月31日までの5年間として おります。

選定の経緯等につきましては、15ページから16ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、商工観光労働部長 から総括説明を行い、続いて担当課長から資 料に従い順次説明をお願いします。

初めに、奥薗商工観光労働部長。

○奥薗商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提案議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢につきまして御説明を申し上げます。

日銀熊本支店の金融経済概観では、県内の 景気は、力強い復興需要を背景に緩やかに拡 大し、先行きについても、当面はこの状況が 続くと予想しております。

雇用情勢につきましては、県全体では有効 求人倍率1.61倍と、高い水準が続いている状 況です。

このような安定した経済雇用状況の中で、 県内中小企業、小規模事業所の復旧、復興へ の支援を加速化してまいります。

それでは、提出議案の概要について御説明 をいたします。

今回提案しております議案は、予算関係が 2件、条例が1件でございます。

まず、予算議案につきましては、一般会計で2,900万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、人事委員会勧告を踏まえた給与改 定に伴う増額補正のほか、施設整備事業等に 係る繰越明許費及び来年度の年間委託契約等 に係る債務負担行為の設定でございます。

次に、条例等議案につきましては、指定管理者の指定について提案しております。

このほか、議案以外のその他報告事項として、創造的復興に向けた重点10項目についてなど、2件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要 でございますが、詳細につきましては関係課 長が御説明いたしますので、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明 をお願いいたします。

○中川政策審議監 商工政策課でございま す。

追号分の説明資料2ページ、商工観光労働 部の平成29年度11月補正予算総括表をごらん ください。

追号分の補正予算につきましては、先ほど 部長総括説明にもありましたとおり、人事委 員会勧告を踏まえた給与改定に伴う増額補正 でございまして、商工観光労働部全体で 2,900万円余の増額をお願いするものでござ います。

なお、この給与改定分の補正は全課共通の 事柄でございますので、各課からの説明は省 略させていただきます。

商工政策課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課で ございます。

本体の常任委員会資料、説明資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加として2本お願いして おります。 1段目のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、就労支援のためのキャリアカウンセリング及び生活相談に関する業務委託でございます。

しごと相談・支援センターは、職を求める 方々の相談窓口として水道町のビルに設置し ているもので、国のハローワークと同じフロ アで一体的に業務を行っております。

今回は、同センターの業務のうち、民間への業務委託により実施しているキャリアカウンセリング及び生活相談に係る債務負担行為の設定でございます。

2段目は、熊本県UIJターン就職支援センターの運営に関する業務委託でございます。

当センターは、東京と熊本の2カ所に設置 しており、UIJターン就職希望者に対する 相談対応や情報提供などを行っております。

この業務は、民間事業者のノウハウを活用 し委託することにより実施しており、今回 は、その業務委託に係る債務負担行為の設定 でございます。

これら2つの事業については、平成30年度においても4月1日から引き続き実施する必要があることから、年度内に契約手続を完了しておく必要があり、その契約事務等に要する時間を考慮し、11月議会において債務負担行為をお願いしているものでございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策 課でございます。

資料の18ページをお願いします。 繰越明許費の設定でございます。

阿蘇採石場防災対策事業につきましては、 防災上の観点から排水路工事を実施しており ますが、用地の調整等に時間を要しまして、 工期確保の観点から繰越明許費の設定をお願 いするものでございます。 なお、工事の施工につきましては、阿蘇地 域振興局土木部にお願いしております。年明 けには発注予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございま す。

説明資料の19ページをお願いいたします。 繰越明許費の設定でございます。

伝統工芸館災害復旧等事業としまして、 1,083万8,000円の繰り越しをお願いするもの でございます。

これは、営繕課へ依頼を行っております来 年度の改修工事に係ります設計委託につきま して、設計期間に不足を生じるおそれがある ため、繰越明許費の設定をお願いするもので ございます。

次に、20ページをお願いいたします。 債務負担行為の設定でございます。

1段目の観光統計パラメータ調査事業につきまして、全国共通の基準によります観光入り込み客数等の統計に必要な基礎データの収集及び調査に係る業務委託を平成30年4月から実施するため、年度内に契約事務を行う必要があることから、387万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2段目の野外劇場管理運営業務については、南阿蘇にあります熊本県野外劇場アスペクタの平成30年度から34年度までの5年間の施設運営及び維持管理に要する経費、9,052万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

これに関連しまして23ページをお願いいたします。

議案第22号指定管理者の指定についてでご ざいますが、ただいま御説明いたしました野 外劇場管理運営業務につきまして、アスペク タ管理運営共同企業体を指定管理者としまし て、平成30年度から34年度まで指定するもの でございます。

24ページをお願いいたします。

選定の経緯等につきましては、24ページから25ページに記載のとおりでございます。

観光物産課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。説明資料の21ページをお願いいたします。

旅券発給業務に係る債務負担行為の設定で ございます。

これは、平成30年度から32年度までの3年間における県庁での窓口対応、申請書の審査及び旅券作成等に係る業務委託に要する経費です。

業務委託を来年度当初から実施するため、 本年度内に契約事務を行う必要があることか ら、5,797万2,000円の債務負担行為の設定を お願いするものでございます。

国際課は以上でございます。御審議のほど よろしくお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。 繰越明許費の設定でございます。

ラグビーワールドカップ2019推進事業につきまして、10億1,300万円の設定をお願いしております。

スタジアムの整備に関しまして、観客席の 改修や大型スクリーンの設置、トイレの改修 工事等につきまして、利用者等の調整などに より時間を要し、本年度事業の年度末までの 完了が見込まれないため、繰越明許費の設定 をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 それでは次に、企業局長 から総括説明を行い、続いて次長から資料に 従い説明をお願いいたします。 初めに、原企業局長。

○原企業局長 企業局です。

提出議案の説明に先立ちまして、最近の企業局事業の動きにつきまして御報告申し上げます。

まず、荒瀬ダム撤去に関してですが、11月 24日の第14回地域対策協議会におきまして、 撤去工事の進捗状況や地域課題の取り組み状 況等を報告した上で、撤去工事完了に伴い、 本年度をもって当協議会を終了することとし ました。

なお、来年度以降も継続して行います環境 モニタリング調査等の進捗状況に関しまして は、地元関係者への報告会を設置する予定で す。

次に、市房発電所のリニューアル事業関連では、先月、発電所建物の改修工事に着手し、来年度は水車発電機更新の現地工事を予定しております。

今回の提出議案は、予算関係3議案としまして、債務負担行為の設定1件、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の増額補正予算2件をお願いしております。

また、その他報告事項としまして、荒瀬ダム撤去工事等の状況につきまして報告させていただきます。

詳細につきましては、この後次長から説明 いたしますので、よろしく御審議お願いいた します

- ○早田順一委員長 引き続き、松岡次長から 説明をお願いします。
- ○松岡企業局次長 それでは、私のほうから 詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、資料26ページをお願いいたします。
- 番最後のページでございますが 債務負

一番最後のページでございますが、債務負担行為の設定でございます。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定でございます。

企業局所有施設のうち、発電総合管理所の 清掃業務委託につきまして、4月1日から業 務を開始するために、今年度中に一般競争入 札により契約を行う必要があることから、今 議会において、限度額135万円余の債務負担 行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、追号資料の3ページをお願い いたします。

平成29年度11月補正予算総括表でございます。

これは人事委員会勧告に基づく給与改定に 伴う職員給与費の増額補正に関するものでご ざいます。

電気事業会計及び工業用水道事業会計につきまして、一番下の段、最下段の合計の欄、下から2段目、追号分補正額の欄にありますように、企業局におきましても、知事部局と同様、本年10月の人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費として、収益的収支におきまして1,134万円、資本的収支におきまして8万円余の増額補正をお願いいたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いをいたします。

- ○早田順一委員長 次に、労働委員会事務局 長から説明をお願いいたします。
 - 一労働委員会事務局長。
- ○一労働委員会事務局長 労働委員会事務局 でございます。

今回御提案しております労働委員会の補正 予算について御説明いたします。

説明資料(追号分)の4ページをお願いいたします。

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴いまして、職員給与費104万9,000円の増額補正を お願いしております。 以上により、補正後の当委員会の予算総額は1億249万8,000円となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、 着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。ありませんか。

○城下広作委員 企業局の先ほどの部分で、 荒瀬ダムの撤去費用の部分でありましたけれ ども、ここで29年度で撤去工事の記録映像の 作成、まあ既存ダムの撤去というのは、これ は全国でも初めてということで、当初から大 事な記録として残しておこうという部分があ ったんですけれども、これは大体今どういう 内容でできているのか。それと、ここはどこ で仮にできたら閲覧できるようにするのか、 誰でも見れるのか、その閲覧の場所とか、そ ういうことはどういうふうに考えています か。

○松岡企業局次長 荒瀬ダム撤去に関しましては、この後報告事項で一括して報告する予定にしておりますので、その中でお答えさせていただければと思っております。

- ○城下広作委員 それで結構です。
- ○早田順一委員長 ほかにございませんか。
- ○濱田大造委員 説明資料の17ページ、労働 雇用創生課さんにお尋ねなんですが、これは もうちょっと具体的にこの事業の内容、2つ

あるんですが、どういったところに委託して、どういった成果があるのか、教えてください。

○石元労働雇用創生課長 しごと相談・支援 センターは、労働局と一体的事業という形 で、水道町の朝日生命ビルの1階にございま す。そこにキャリアカウンセリング、まあ面 接のやり方であったり、履歴書の書き方を相 談するキャリアカウンセリングであったり、 どういう仕事が向いているかとか、適性のア ドバイスなんかをやっております。

また、生活相談に関しましては、社会福祉 士会というところに委託しておりまして、内 職の情報であったり、公営住宅の入居であっ たり、生活資金の借り入れの方法であった り、そういったものも相談として行っている わけでございます。

キャリアカウンセリングにつきましては、 平成28年4月から10月までが396件の相談が ございまして、29年度は、これが大体214件 ぐらいに、若干少なくなっておりますけれど も、そのような相談があっております。

生活相談に関しましては、28年度は50件、 29年度は37件というような感じで推移をして いるところでございます。

また、熊本県UIJターン就職支援センターでございますけれども、これは東京のふるさと回帰支援センターというところに設置しておりまして、1名の相談員を置いております。熊本のほうは、今お話をしましたしごと相談・支援センターの中に2名の相談員を配置して事業を行っているところでございます。いずれもパソナという民間の人材派遣会社に委託して事業を行っているところでございます。

センターの登録数としましては、企業さん が234社、Uターン希望者が229人の登録があ っておりまして、昨年まで旧Uターン事務所 という形で県の職員が直接行っておりました けれども、これを今年の1月から民間委託という形で形態を変えて運営しているところで、昨年の実績に比べて大幅な登録件数の伸びとなっているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 しごと相談・支援センターは、何年か前にワンストップサービスというので始まったと記憶しているんですが、これは成果が上がっているというふうに考えていいんですかね。

○石元労働雇用創生課長 仕事の相談という 形で、ハローワーク、女性のハローワーク、 マザーズハローワークと言うんですけれど も、そこと一体的に業務を行っていること で、仕事を探しに来られた方に合わせて、ま た、こういう形でキャリアカウンセリングと か生活相談も一緒にやることで、一定の成果 は上がっているものと考えております。

○濱田大造委員 これは件数が年を追うごと にちょっと下がってきているというのは、こ れはどういうふうに見たらいいんですかね。

○石元労働雇用創生課長 昨年、ちょっと地 震の後でそういった相談も多かったのかなと いうのはちょっと考えているところですけれ ども、年間大体同じような感じで、その前の 年、27年度は同数ぐらいで動いているものと 考えております。

○濱田大造委員 委託は、これは随意なのか、入札なのか、ちょっとその辺も教えてください。

○石元労働雇用創生課長 一般競争入札で行っております。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 3件出ておりますが、指定 管理のことでちょっと、制度のことを確認と いうか、お尋ねしたいと思います。

一番わかりやすいのが、資料12ページ、13ページでしょう。これは商工のほうのアスペクタも同じような話でしょうけれども、昔はたしか、昔というか、制度導入のころは、これで言います選考委員会、12ページには3名ほど書いてありますが、こういうのは何か部長も入っていたような記憶がありますけれども、今は13ページの、例えばこの件で言うならば、環境生活部内にこの運営会議というのがあって、そして、そこが――要は、最初の質問は、こことその選考委員会との関係といいますか、というのをまず1点お伺いしたい。

2点目が、その下5番目の選定結果、今の 1点目と関係しますけれども、ほかの今回提 案のパレア、アスペクタも一緒ですけれど も、何々委員会における選考意見を踏まえど こどこに選定と、まあ結果を記述するとこう なるんでしょうが、何かいかにも――実態が わからなくて質問するのもちょっと恐縮です が、何かその部内のほうがほとんど決まっ て、ちょっと委員のほうのこの表現が、選定 結果の記述が何か形骸化しているように見え る、それは意見ですけれども、だから、1点 目、2点目、まずその関係ですけれども、代 表してどなたでも結構ですけれども。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

まず、熊本県環境センター指定管理という ことで最初に出てきておりますので、まず環 境立県推進課のほうからお答えさせていただ きます。

まず、最初の御質問の指定管理候補者選考委員会と指定管理者制度運営会議の関係とい

うことでございますが、まず初めに、外部有 識者を含めました指定管理候補者選考委員会 におきまして御意見をいただきます。その御 意見を踏まえまして、庁内で構成します環境 生活部指定管理者制度運営会議で審議いたし まして、最終的に指定管理者を決定している ところでございます。

12ページ、13ページに選考の経緯を書いておりますけれども、2つ目の御質問、回答になるかと思いますけれども、まず指定管理候補者選考委員会における意見につきましては、この4番の選考委員会からの意見ということで書いておりますけれども、株式会社キューネットを平成18年度から指定管理者としてお願いしているわけでございますけれども、今回も1者のみの応募でございました。

今回、改めて指定管理候補者として審査した結果、ここに書いてありますように、株式会社キューネットにおきましては、指定管理者としての12年間のノウハウを生かした実態に即した提案内容、また、これまでの経験と実績を踏まえて、今後も安定した施設管理が期待できる点を高く評価するという意見がございました。

これを受けまして、庁内で構成します指定 管理者制度運営会議、環境生活部長を筆頭と する4名で構成する会議でございますけれど も、こちらのほうで選考委員会からの意見を 踏まえて最終的に、先ほど申し上げましたと おり、株式会社キューネットを指定管理候補 者として決定したところでございます。

参考までに、実態に即した提案内容ということで、どういった点を評価されたかといいますと、あくまで例えばでございますけれども、これまで指定管理者としてやっている中で、例えば毎日の清掃等において、来客者が来るときにあるいは清掃等をすると迷惑になるということで、提案では、センターの開館前に清掃をするとか、来館者が少ないときを見計らって随時清掃するとか、また、会議室

などは使用の都度清掃するとか、また、株式 会社キューネットの特性を生かしまして、機 械警備、保守点検を着実に実施するというこ と、また、環境センターということで、環境 に配慮した設備運営を行うということで、省 エネルギーの推進、また温室効果ガスの排出 抑制に努める等の提案がございました。

こういった提案を総合的に勘案いたしまして、選考委員会、また指定管理者制度運営会 議におきまして、株式会社キューネットを指 定管理者候補として決定した次第でございま す。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。えらい詳し い説明をありがとうございました。

ちょっと確認を。じゃあ最初に、――私、 勘違いしとりました、この外部の選考委員会 のほうの意見をある程度お伺いして、まあ数 字、その他のこともあるでしょう、部内でい ろいろ検討して、そしてみんなでうんと言 い、そして最終的にまた上げてということで すね。決して何か部内で最初にほぼ決めてか ら上に上げるということではないということ ですね。わかりました。

それでしたら、続けていいですか。

○早田順一委員長 はい、松田委員。

○松田三郎委員 その制度として、もしですよ、今、全然違う話ですけれども、土木の1 者入札云々て言われていますけれども、制度として恐らく今までのノウハウなり蓄積もありますので、指定管理を募集した場合に、この1者あるいは1企業体だけということも、もちろん今までも例はありますし、これからもあると思います。その場合、いわゆる内部あるいは外部の有識者と検討して、1者でもちろん今までの実績があって大丈夫だというケースもあれば、理屈として、これはちょっ とここに任せるわけにいかぬなというのは、 今度は1者だけ選ぶ云々じゃないにしても、 それでもだめなことというのは理屈の上では あり得るわけですよね。

○橋本環境立県推進課長 当然、1者だけの 応募の場合につきましても、今回のように、 選考委員会、また運営会議で適正に審査いた しまして、指定管理者として任せることがで きない場合につきましては、当然、改めて指 定管理候補者を探すことになるかと思ってお ります。

○城下広作委員 さっき松田委員から言われて、全く同じで、仮に1者でだめな場合には、それは考えないかぬだろうと思う。先ほど言われたサービスは当たり前のことで、お客さんがばんばんいるときにばんばん掃除するというのは、それは愚の骨頂だと、そんなことはあっちゃならぬことで、それが選考の理由であるということ自体が、甚だ私にはおかしいなというふうに聞いておりました。

だから、本当に、まあ1者の場合結構多いと思うんですけれども、当然、やっぱり指定管理に見合うような業務をするということは注文つけるぐらいでないと、それは1者の場合には、もうこれしかいないから頼むしかないと、もうどうでもいいですよという話じゃいかぬなと思うので、あわせてそのことは一応私のほうからも注文つけておきたいと思います。

○早田順一委員長 今のは要望で。——いいですね。

○城下広作委員 はい、要望で。

○西山宗孝委員 松田先生に関連して質問させてもらいますけれども、私はよくまだ指定管理者制度のことはわからなかったんですけ

れども、ここで野外劇場アスペクタの件で、 資料の24ページ、25ページにまたがって、先 ほどのお話の中で何か答弁があったかどうか もよく私もわからなくて質問しているんです けれども、アスペクタの場合は、5つの構成 団体で共同企業体ということで指定管理者の 予定であるということで上げてあると思うん ですが、このほかにはどこか応募があったか どうか確認させてもらいたいのが1つ。

○永友観光物産課長 観光物産課でございま す

今回は、今の現指定管理者がアスペクタ管 理運営共同企業体でございまして、今回の応 募は1者のみ、1団体のみということです。

○西山宗孝委員 1者のみという前提で、採点を500点満点で427点ということで評価されておりますけれども、1者の場合でも採点方法は多分一緒であろうと思うんですが、特に実績評価が、前年度といいますか、過去の指定管理期間と比較した場合にどうであるのかということも少しお聞きできればと思うんですが、以前、アスペクタは、非常にオール九州ぐらいの利用があったというふうに聞いておりますが、なかなか管理が大変なので指定管理者制度に移ったということもあるんですが、実際の運営状況はどうなのか。

○永友観光物産課長 観光物産課です。

今回、実績と新たな今後の5年間の提案というところも、審査のほうではしっかり見ております。

これまで県直営時代もあったんですけれども、そのころは、ステージのイベントとか、あそこは楽屋とか建物の下にございますけれども、利用が非常に少なかったんですけれども、現指定管理者になりまして、若干ですけれども、右肩上がりで利用件数のほうはふえてきているという状況にございます。

それと、今回の提案の中で、資料の24ページを見ていただきますと、構成団体に、一番下にくまもとDMCというのが入っております。今回、新たに加わっております。今回の提案の中にくまもとDMCが加わったことで、今後、コンサート、熊本を復興支援しようというトレンドもございまして、今コンサートをしたいという御相談も受けております。そういった中で、くまもとDMCが入ることで、海外からのアーティスト、それから観客というのを連れてこようというようなことも検討をされているということでございますので、インバウンド対策にも非常に資するという状況にございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 今のくまもとDMCが入ったということは、ほかの構成は大体同じで、 そこに改めてそこが加わったという解釈でいいわけですね。

○永友観光物産課長 はい、そのとおりです。

○西山宗孝委員 済みません、私は、指定管理者制度については余り承知してないんですけれども、なかなか5年間の指定管理期間を踏まえてまたガラガラポンするというのは、内容次第では非常に難しい課題も多いかと思うんですが、特に雇用の問題とか投資の問題考えた場合に、今後もこういった形で指定管理者制度がやっぱり適当であるのかどうか、県はどのようにお考えなのかなと思いました。どちらでも結構です、制度について。

○奥薗商工観光労働部長 指定管理者制度が 最初に導入された経緯なんでございますけれ ども、非常にいろんな箱を自治体つくりまし た。その管理が、最初は直営でやっていたわ けですね。ただ、そこの直営でやるところ で、専門でもない職員が異動して、2年か3年ぐらいでかわって、非常にそのやり方としてまずいんじゃないかという議論が出てきたのが発端だと思っております。

したがいまして、その管理に精通した民間の力を入れて、よりそういう施設を有効利用していこうじゃないかということで取り入れたということで、導入直後はいろいろ私どもも不安もございましたし、そういうことを民間に任せていいんだろうかというような迷いもございましたけれども、実際に導入をした結果としては、それ以前よりは相当改善されたというふうに見ております。

本来ですと、複数のところから入ってきて、競争の原理でより切磋琢磨するというのが原則ではございますけれども、なかなか現場でそうもうからないと言いましょうかね、そういうものもございますので、そこは、これまでの実績等でちゃんと間違いなくやっているかというものを基本としながら、今持っている資産といいましょうか、財産を有効活用しようという観点で、指定管理者制度というのはかなり有効な制度だと思っているところでございます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 民間団体が一生懸命頑張っておられるのは私も存じております。

それで、やっぱり県も、屋内の県立劇場、 屋外のアスペクタということで、立派な施設 を持っていますから、もっと県としてもこの アスペクタの存在というのを、今までは過去 には県が直接なところは宣伝していましたけ れども、やっぱり今はもう民間に宣伝まで任 せるという意味じゃなくて、やっぱり県自体 も、屋外劇場を持っているというのはそうは どこでもありませんし、あの景観もすばらし いわけですから、それはやっぱり宣伝をして あげる、応援するというのは、これは少しや っぱり応援してあげてもいいのかなという感じがいたします。要望しておきたいというふうに思います。

○早田順一委員長 ほかにありませんか。

○岩本浩治委員 7ページでございます。

せんだって、経済環境で阿蘇を見ていただきました。その中で、今回、国立公園における国際化というところで、天草ビジターセンターがなっていますが、これを阿蘇で考えてみますと、国際化ってどういうふうに進めていくのか、それが1つ。

もう1点ですが、山上を見られて、山上のロープウエーの駅が破損している状況、こういう部分は、例えばロープウエー駅は九州産交さんだという声も聞きますが、国立公園満喫プロジェクトの事業としてどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○中尾自然保護課長 まず、国際化事業でございますけれども、今現状につきましては、施設そのものがほとんど日本語の表示がしてあるということでございますので、まず、そういった案内板等につきましては多言語化をすると、それとトイレ等がほとんど和式でございますので、これを洋式化するということが基本になっていくかなと思っております。あわせまして、Wi-Fi等、それも多言語化ということを考えておるところでございます。

それから、もう一つの阿蘇の山上ロープウエーにつきましては、委員御指摘のとおり、まず九州産交が再度整備計画を検討中でございます。あわせまして、阿蘇市におきましても、これに伴います整備計画も検討中でございます。

まずは、今現状からしまして、九州産交さんの整備計画を、どういう状況になるかということを待っているという状況でございま

す。

以上でございます。

○岩本浩治委員 2年半後にはオリ・パラがあるわけですが、そこで観光客をふやそうという計画でいらっしゃるわけですね。この状況でいきますと、果たして間に合うのかどうか、そういう進捗状況をもうちょっとわかっていれば教えていただければと思うんですね。

簡単に言いますと、外国人が来て、草千里から遠く離れた煙見ても、もう2回目は来ぬわけですよね。そういう面での整備、火口口を見る整備というのは、やっぱり必要でなければ、続かない観光客がふえてくるんじゃないかと思うんですけれども、九州産交さんも、阿蘇市も当然それで動いていますが、そういう計画の進捗というのは、わかっていらっしゃるのであれば教えていただければと思います。

○中尾自然保護課長 まず、火口口でございますけれども、火口におきましては、現在、環境省とそれから阿蘇市のほうが中心になって進めております。

これにつきましては、まず環境省が進めておりますガス対策につきましては、ガス検知器を来年の3月までに終わると。あわせまして、安全柵が壊れて、ありませんので、これにつきましても来年の3月ということで、基本的には、環境省としましては、3月をめどに火口の整備を終わるという予定で進んでおるところでございます。

もう一つの、そのほか草千里等につきましては、いろんなこれからのインバウンドをふやすという意味を持ちまして、まず今の阿蘇の博物館におきまして、博物館内にビジターセンターを置くというところで、これは来年の9月、10月をめどに整備を進めるというところでございます。

あわせまして、その上のほうの、前年度の 震災で破壊されました展望所につきまして は、これは県の工事によりまして今年度中発 注ということで予定をしているというところ でございます。

あわせまして、阿蘇駅から山上へ登りますところの吉田線におきましては、今現在、パイプで道路とそれから牛の境がなされておりますけれども、これにつきましては、牧柵に全て変えるということで、ことし発注をするということで予定をしております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 今牧柵の話が出ましたが、 阿蘇駅から山上に上がるところは、パイプの 牧柵に切りかえているんですね。前は木柵だった。それが、今パイプに切りかえているん ですね。これも、その満喫プロジェクトでいきますと、木柵に切りかえるとか、それと、 環境省が出しました案では、阿蘇駅から山上までの無電柱化、景観が悪いところは電柱を 埋設しまして無電柱化も検討に入っているというんですが、そういう状況で、まあ本当2年半以降、観光客がどのくらい来るのかなと思うたりするわけですよね。

それと、阿蘇山上の火口周辺については、 言われましたように、環境省と阿蘇市なんで すね。県として何か予算とかできないのかな と思っていましてね。まあ、環境省のガスマ スクとかヘルメットとかガス検知器とか、ま だ全然そろってないんですよね。そういう部 分では、何か県として予算化できないのかな と思うわけです。

以上です。

○中尾自然保護課長 まず、阿蘇山上の分で ございますけれども、県としましては、来年 度以降、予算要求を今しておりますのが、阿 蘇の山上を360度回れるというところで、マ ウンテンロードとか倶利伽羅谷という、要す るに自然歩道の整備をするための調査を行っておりまして、しかも、事前に南阿蘇村、阿蘇市との協議を終えた分もございますので、できればそういうマウンテンロード、要するに新たなトレッキングコースをつくるということで、今計画をしているというところでございます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 22ページの国際スポーツ大会推進課さんにお尋ねなんですけれども、10億円という大きな費用が計上されているんですが、この大会で今後どのくらいの費用が全体で必要になってくるのか、教えてください。

それと、公式戦が2試合決定されたわけですが、多額な税金を投入して、そういう費用対効果をどう考えているのかを教えてください。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課です。

ラグビーワールドカップにつきましては、 昨年度の2月議会で御報告いたしましたけれ ども、総事業費として約47億円を見込んでお ります。このうち施設整備費が大きくなって おりまして、32億円です。

今回、繰り越しをお願いしておりますのは、この中にありますけれども、今回整備させていただくものは、大会だけにとどまらず、大会終了後もその効用が続く本設工事でございます。具体的には、座席の改修、背もたれつきの座席にするでありますとか、あと照明の――今回は入っていませんけれども、照明の工事でありますとか、トイレを洋式化するとか、そういった、ラグビーワールドカップは確かに今回2試合の試合ではありますけれども、スタジアム自体は、今もそうですけれども、今後も長く使っていくものですか

ら、その関係で施設整備費がかなり大きくなっております。

今回、47億円試算した際は、3試合ということで仮定しておりますので、試合数が1試合減りましたので、若干運営経費につきましては少なくなるのかなというふうに考えております。

あと、経済波及効果についてですけれど も、これは民間の日本政策投資銀行さんが試 算されたわけなんですけれども、九州で同じ く3会場、大分、福岡もありますけれども、 9試合が行われたとして350億円、熊本で3 試合が行われたとして100億円という波及効 果があるという試算がされております。

熊本は、確かに3試合から2試合に減りましたので、波及効果も変動するとは思われますけれども、九州では合わせて10試合、逆に多く開催されることになりました。ラグビーワールドカップの場合は、試合と試合の間隔が長くて、見に来られるお客さんも、その間は観光に回られるというふうなことが予想されておりますので、試合数は減りましたけれども、そのほかの例えばインバウンド対策とか、観光客にできるだけ熊本に来ていただいて、そういうような面での経済波及効果が大きくなればというふうに考えております。

- ○濱田大造委員 あと1点いいですか。
- ○早田順一委員長 はい、濱田委員。
- ○濱田大造委員 ありがとうございました。 企業局に最後ちょっとお尋ねなんですけれ ども、この追号資料の3ページで、収益的収 支と資本的収支でともに赤字というふうになっているんですが、荒瀬ダムがあったころ は、荒瀬が一番電気事業でも稼ぎ頭だったと いうふうに思っているんですが、今後、収益 がプラスに転じることというのは可能なんで しょうか、その辺の見通しを教えてくださ

V10

○松岡企業局次長 荒瀬ダム撤去に関連して 収支のお話でございますけれども、基本的に は、今後、FIT関係、固定価格買い取り制 度、電気事業についても固定価格買い取り制 度というのをリニューアル後に実施するとい うことにいたしております。その関係で、現 在よりも単価的には、8.5円ぐらいの単価に なっているものが24円ということで、かなり 高い買い取りが予定されておりますので、そ れで今後黒字は確実に出てくるものというこ とで考えているところでございます。

○早田順一委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で議案についての質 疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第20号から第22号まで、第42号、第45号及び第46号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早田順一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請第18号 を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明 をお願いします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策 課でございます。

請第18号説明資料をお願いします。

この請願につきましては、エネルギー政策

課と循環社会推進課にも関連しております が、私のほうで概要を説明させていただきま す。

まず、1、請願の内容でございますが、 ①、②にありますとおり、採石場への指導状況と、しゅんせつ土砂や製鋼スラグを使用した事業計画に関する県の考え方を地域住民に説明すること、③採石場内外の水質等の調査をまち協立ち会いで行い、その結果を示すこと等でございます。

2の請願への対応状況でございますが、まず(1)の環境影響に関する調査でございます。

昨年から8回実施しております。結果につきましては、環境基準に照らして問題はありませんでした。なお、今月中に第9回を実施する予定でございます。今後も引き続き調査を実施し、その結果を天草市やまち協へ報告することとしております。

次に、(3)まちづくり協議会との協議状況 でございます。

裏面をお願いします。

②に11月までの協議状況を記載しております。

2番目のポツにありますとおり、事業者から提出された跡地整備計画などについて、まち協との協議を行っているところでございます。

具体的には、まず、株式会社隆勢につきましては、跡地整備計画が提出され、まち協と協議を行いました。まち協から採石方法等について意見が出されており、現在、事業者において、まち協の意見に対する対応を検討している状況でございます。

次に、有限会社山口海運につきましては、 9月に築堤を完成させるため、残りの材料を 採石場内にあります岩ずり等に変更する意向 を示し、当面は露出した製鋼スラグの飛散防 止のため、応急覆土工事を実施しておりま す。 また、跡地整備計画につきましては、12月 中にまち協と協議をする予定でございます。

4、今後の対応でございますが、(2)に記載しておりますとおり、県、天草市が間に立ち、合意形成を図るために、今後も協議を進めることとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議 のほどお願いします。

○早田順一委員長 ただいま御説明がございましたけれども、何か御質疑ありませんでしょうか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号についてはいかがいたしましょう か。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○早田順一委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りをいたします。

請第18号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査とすることを議長に申し出ることと してよろしいでしょうか。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり) ○早田順一委員長 それでは、そのように取 り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

環境生活部の報告事項の1ページをお願いします。

第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について御報告いたします。

1、計画策定の経緯でございますが、この計画は、県消費生活条例の規定により、消費者施策の計画的な推進を図るために策定するものです。

現在の計画が今年度で終了するため、新た な計画の策定作業を進めているところでござ います。

- 2、計画期間ですが、平成30年度から32年度までの3カ年の計画でございます。
- 3、策定のポイントでございますが、(1) 第3次計画は、第2次計画の施策を承継、充 実させるとともに、新たに熊本地震への対応 を位置づけるなど、必要な見直しを行いま す。(2)重点的な対策が必要な課題を抽出 し、その課題解決に向け取り組む重点プロジェクトを明示します。
- 4、計画の概要については後ほど御説明します。
- 5、検討経緯及び今後の予定でございますが、あす、第2回目の県消費生活審議会を開催し、意見の聴取を行い、2月にパブリックコメントを実施します。4月に計画を策定し、6月の当委員会で報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、カラー判をお願いします。

計画の概要(案)でございます。

まず、第1章では、基本的な考え方を、第2章では、第2次計画の成果、第3章では、消費生活を取り巻く現状について整理しております。また、第4章では、対策が必要な課題を7つ抽出しております。これらを踏まえ、第5章では、施策の方向と施策体系としまして、4つの施策の方向と7つの主要施策

を掲げております。第6章では、重点プロジェクトとして5項目を掲げ、特に力を入れて 取り組んでまいりたいと考えております。

消費生活課は以上でございます。

○中川政策審議監 商工政策課でございま す。

その他報告事項の2、創造的復興に向けた 重点10項目についてでございます。

報告資料のA3横長カラー刷りの資料をお願いいたします。

重点10項目のうち、本委員会に係る4項目 につきまして、6月議会で説明させていただ きました以降の進捗状況を一括して説明させ ていただきます。

資料の中の赤色の部分が前回5月31日時点からの変更点でございまして、今回の資料は、11月30日時点で把握できている数値等をもとに整理しております。

まず1つ目は、1枚目の上から2段目の欄にあります災害廃棄物の処理でございます。

家屋等の公費解体につきましては、10月末 現在の進捗率が90.8%、災害廃棄物の処理に つきましては、9月末現在で88.6%となって おります。来年4月の処理完了を目指し、着 実に進めてまいります。

資料の2枚目をお願いいたします。

2つ目は、被災企業の事業再建でございます。

グループ補助金につきましては、欄の上段に交付決定進捗率を追加記載しておりまして、現時点で進捗率63.4%となっております。別途、その他報告事項として、グループ補助金の執行状況等についてを用意しておりますので、後ほどその中で状況を説明させていただきます。

3つ目は、八代港のクルーズ拠点整備でご ざいます。

1段目は国の事業でございまして、先月25 日に耐震強化岸壁整備の着工式が行われてお ります。

中段の旅客ターミナルの整備につきましては、先月22日付で港湾法に基づくクルーズ拠点形成計画を作成、公表いたしております。引き続き、八代港が世界に誇る魅力あるクルーズ拠点となるよう、整備を進めてまいります。

下段の新たなクルーズ旅行商品の造成でございますが、既にオプショナルツアー実態調査に着手しており、また、先月には、クルーズ船社幹部の現地視察や地元観光事業者との商談会を実施しております。引き続き地元消費型の旅行商品づくりを進めてまいります。

4つ目は、最下段、国際スポーツ大会の成功でございます。

まず、女子世界ハンドボールでございますが、8月には、宇城市、人吉市にてプレ国際大会を実施しております。また、今月1日から、熊本大会の前回大会となるドイツ大会が開催されております。県議会の先生方とともに、大会運営の状況を視察し、あわせて熊本大会をしっかりとPRしてまいります。

次に、ラグビーワールドカップでございますが、6月に日本代表によるテストマッチを行いました。ハンドボールとあわせ、県議会を挙げた集客応援、大変お世話になりました。

また、先月2日には、試合日程・会場が発表され、熊本会場の対戦カードが決定いたしました。過去準優勝3回のフランスや世界ランキング最高3位の強豪ウェールズ等、好カードが組まれております。

今後、プレ大会、テストマッチや視察等を 通して見えてきた課題について、関係者と検 証を行い、大会本番に向け、さらに準備を進 めてまいります。

最下段のくまもとハロープログラムですが、先月3日には、インドネシアと本県の両バドミントン協会及び本県の3者間で、東京オリンピック事前キャンプの熊本開催に向け

た覚書を締結しております。

商工政策課からは以上でございます。御審 議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課で ございます。

引き続き、商工観光労働部の報告事項の3 ページをお願いいたします。

先ほどの重点10項目の中でも説明がありました、グループ補助金の執行状況等についての報告でございます。

まず、上段の四角囲み、1、進捗状況についてですが、1段目の復興事業計画認定、いわゆるグループ認定のところの帯をごらんください。

これまで4度にわたる公募を通じまして 513グループを認定し、補助金申請予定件数 が5,130件、約1,511億円となっております。

なお、その下に1,406億円と記載しておりますけれども、これは現在の交付決定や申請状況等を踏まえた実質的な所要見込み額でございます。

次に、2段目、補助金交付申請の帯ですが、先月末段階でグループ認定された補助金申請予定件数の約8割となる4,102件、約1,179億円が交付申請されておりますが、まだ1,000件を上回る方が未申請という状況でございます。

なお、先週の金曜日8日を今年度の申請の 締め切りとしております。現在、集計中のた め速報値となりますけれども、未申請者 1,028件のうち、610件を超える申請が行われ ております。

残りが410件程度となりますけれども、このうち復旧、復興に係るインフラ関係や工事業者の不足などにより、来年度に申請を予定されている事業者が約60件、地震保険や自費による復旧、復旧内容の見直しにより補助金申請自体が必要でなくなった事業者が約120件、あとの方、約230件の方ですけれども、

過去の意向調査、アンケートでも回答がな く、恐らくは何らかの事情で申請されない方 と推察される方が中心ですけれども、この方 たちについても、現在、状況を調査している 段階でございます。

次に、3段目の交付決定の帯ですけれど も、これまで申請件数の約8割、3,251件、 約799億円を交付決定しております。

また、その右下に参考として記載しておりますけれども、実績報告書の提出件数は1,816件、約266億円、うち支払い済みが1,345件、約192億円となっております。

次に、下段の四角囲み、2、課題と取り組み状況についてでございます。

1点目の補助金交付決定及び支払い事務の 迅速化につきましては、11月までに県職員、 受付センターともに増員し、事務処理体制の 増強を行っております。年度内の交付決定に 向けて加速化するとともに、支払い事務を進 めてまいります。

2点目の今年度中に復旧工事等が完了しない事業者への対応については、事故繰越制度を活用した期間延長について、国と提出方法等の具体的な内容を協議している状況でございます。

3点目の今年度中に補助金申請ができない 事業者への対応につきましては、新たな予算 措置につきまして、これまでの協議により国 にも一定の理解をいただいており、前向きに 検討していただいている状況でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○松岡企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして2枚目 でございますが、荒瀬ダム撤去工事等の状況 についての御報告でございます。

まず、1、撤去開始前及び現在の状況につ

いてでございます。

まず、ダム本体についてでございます。

写真がございますけれども、上段は、平成24年3月の写真で、荒瀬ダム撤去工事に着手する前の、その後矢印で示しております中段につきましては、現在の状況を記載いたしております。河川内の構造物がなくなり、もとの川の流れが回復している状況でございます。

次に、関連施設の状況でございます。

下段の左側が藤本発電所、それから右側が ダム管理所と取水口の状況でございます。

藤本発電所とダム管理所につきましては、 建物が撤去され、取水口は、巻き上げ機や門 柱の撤去が終わっている状況でございます。

次に、裏面をお願いいたします。

本年度計画の変更についてでございます。 上段の図をお願いいたします。

この図は、上流から下流を見た図となります。左手が、左岸の国道側、右手が、右岸、 県道側となっております。

本年4月の委員会での報告におきまして、 本年度撤去の予定ということで御報告をいた しておりました堤体右岸部につきましては、 地元の要望等を踏まえまして、荒瀬ダムの歴 史を後世に伝える遺構として残すということ とし、また、ダム堤体上部を立ち寄りスペー スとして整備するということとして、これま で河川管理者である国土交通省と協議を行っ てまいりました。12月1日にその協議が調い まして、許可をいただいたところでございま す。そのことをまず御報告申し上げます。

中段に、ダム堤体上部の整備のイメージ図を載せておりますけれども、左側が、左岸、 国道側、右側が、右岸、県道側のイメージとなっております。人が立ち寄れるスペースを 確保した上で、ダムの歴史や撤去に至った経 緯を伝えられるような案内板、説明板を年度 末までに設置する予定としております。

続きまして、3、撤去費用の見込みについ

てでございます。

平成23年11月の委員会では、撤去費用は、 ダム本体、関連施設撤去を初め、護岸補修対 策や環境対策を含め、総額で約88億円という ことで見込んで報告をいたしておりました が、その後、平成24年の本体撤去工事開始以 来、6年間にわたって工事はおおむね順調に 進んでまいりました。

本年11月の時点で撤去費用を再度見込みを立てたところでございますが、撤去工事終了後も、2年間実施予定の環境モニタリング調査等を含めて、総額で約84億円になるということで見込んでいる状況でございます。

続きまして、4、今後の主な取り組みの予定でございますが、平成29年度は、全国初の本格的なダム撤去工事であることを踏まえまして、荒瀬ダム撤去工事事業を後世に伝えていけるように、撤去工事の記録映像や工事誌の作成を現在行っている状況でございます。

具体的な内容につきましては、荒瀬ダムの概要を初め、撤去の経緯、それから、6年間の撤去工事の状況等を中心に記載、または映像を作成する予定としているところでございます。

先ほど城下委員からも御質問がございましたけれども、映像の閲覧場所等につきましては、まず県の荒瀬ダム撤去関係ホームページがございますけれども、そちらのほうへの掲載ですとか、それから、道の駅坂本に荒瀬ダム関係の展示室が設けてございますが、そちらのほうで映像の展示をしたりする予定にいたしております。その他については、今後また検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、映像の予算関係でございますけれども、これはJVと共同で制作をするということで、総額で2,000万円ということを予定いたしておりまして、そのうち企業局が半分の1,000万円を負担するということで、今現在進めているところでございます。

それから、記録工事誌に関しましては、国の関係機関、それから市町村、それから全国の各都道府県初め、幅広く関係者に対して配付をする予定といたしておりまして、大体300部程度を作成していくということにいたしております。

ちなみに、工事記録の予算につきまして は、2,700万円を計上いたしておりまして、 現在、関係事業者に対して委託をしていると ころでございます。

荒瀬ダム撤去工事等の状況の報告は以上で ございます。御審議のほどよろしくお願いを いたします。

○早田順一委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

○城下広作委員 この創造的復興に向けた重 点10項目の中で、私は一番大事だと思うの は、阿蘇へのルートの中で、熊本県の観光を 考えたときに、やはり阿蘇のいわゆるアクセ スというのは大変重要で、これを見ても、例 えば北側ルートは2020年に開通、そして阿蘇 大橋は、これも2020年に開通ということで、 大変これはありがたいことだと思います。

しかし、もう一方でやっぱりどうしても大 事なのは、豊肥本線の全面復旧、これは観光 には欠かせないというふうに思います。

しかし、ここは大変遠慮されて、字も小さく、細く、まあ大津駅と立野までは先行的に復旧するということは、きのう、立野に私は視察に行ってそのことは知っております。しかし、その先が全然どうなるのかならないのか、地元の人も何もわからない、私もわかりませんし、また、県もJRに対してどういうような形で要請、要望をしているのか、また、JRは現在どういう考えなのか、このことがずっと――もうしないのか、10年後、20年後なのか、これは大変重要なことだと。

県の観光を考えたときに、阿蘇というのは、もう切っても切れないことでございます。これは誰もみんなわかっている。だけど、あえてそういうことを全然これは表現もしない、また、どうなっているかよく伝わらぬということはいかがなものかと思います。これに関してちょっと、観光の部分では、一番気にしてどうにかしなきゃいけないということは、再三いろんなところで協議をしながら、また進めていると思うんですけれども、今の現状をちょっと教えていただきたいと思います。

○中川政策審議監 JR豊肥本線につきましては、今委員御指摘のとおり、企画振興部交通政策課を窓口としまして、JRのほうと協議をして、今後の整備について構想を進めているところでございます。

今私が聞いているところによりますと、かなり地盤のほうが厳しく傷んでいるということでございますので、本体の地盤の部分、それから、あわせてのり面の整備等の見通しが見えてきた時点で整備の行方が見えてくるというふうに伺っておりまして、まだ地盤の部分、その辺の見通しが見えないことによりまして、JR九州のほうも具体的な、何年までにどうするというのが見出せない状況と伺っております。

私どもとしましても、本県の観光の一番のかなめは阿蘇へのアクセスルートというのは認識しておりますので、引き続きJR等と協議しまして体制整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 直接的にはまた違う部署も やっているというのは当然わかっていますけれども、ここは経済環境、経済ということ で、観光という事業が大変大きな役割を占め ているから、この部署は、それがどういうふ うに進捗するのかということは、大変関連事項として大きい問題だから、しっかり皆さんも認識していただいて、やっぱりやっていただきたい、進めていただきたいということは、皆さんがしっかり言わないと、やっぱり関係するところにその、ある意味ではスピード感というのが生まれないんじゃないかということで、改めてきょうはそういうことを取り上げさせていただきましたので、ぜひ皆さんも、観光の面からも、この阿蘇の豊肥本線の開通というのは、私は一日も早くできることが観光として望ましいと思いますので、しっかり要望しておきたいと思います。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 済みません、今の城下委員 の関係で、私が実際阿蘇におりまして、阿蘇は基幹産業は何ですかという話で、阿蘇は、農業、畜産、観光、3つが基幹産業ですということを言っておりまして、――もう豊肥本線という言葉が出て、豊肥本線は大津から熊本ぐらいしか考えてないんじゃないかという話があるんですよね。で、今城下先生言われましたように、小まめな情報をぜひ阿蘇には流してほしい。

それと、国道57号現道にしても同じですよね。第5回の検討委員会が終わりました、地質調査、無人化しています、これが5回とも一緒なんです。それを阿蘇市の人は、もうトンネルで終わりばいとかそういう考え、自分たちの阿蘇の入り口が、もうこれは国も県も何も、潰すとばいという声が入ってくるんですよね。

ということは、やっぱり小まめな、まあ国土交通省なり、熊本工事事務所に行って、どういうふうな進捗状況なのか、JR本社はどういうふうな方向で進捗しているのか、それを小まめに出してもらうと、やはり阿蘇という観光が生きてくるんじゃないかと思うんで

すよ。そういう部分で、ぜひ小まめな情報を 流していただきたいということなんです。

もう1つ、もうそれなら観光で行きましょうと、いつできるか未定ですということであれば、それなら阿蘇地域の定期観光バスとかを1日何本回しますよ、どこどこからこうやって、例えば大津駅から回しますよとかいう検討も、ぜひしていただきたいなと思うんですね。

そういう部分では、何か見えてこない。あ あ、それは国ですとかいうことで、もしくは 言われない部分も57号現道についてあるかも わかりませんけれども、ぜひそういう部分は 情報として流していただければと思うんで す。ぜひそちらをお願いしておきたいと思い ます。

○早田順一委員長 それはもう要望でよろしいですね。——ほかにございませんか。

○高野洋介副委員長 企業局にお尋ねしますけれども、荒瀬ダムの撤去費用の見込みが、88億円だったのが84億円に、4億円減ったということでございますけれども、これは説明にもありましたけれども、右岸側の部分を残すということもあるかもしれませんが、工法的な問題だとかいろんな──この4億円減ったというのをどういうふうな分析をされているのかなというふうに思っていますけれども、どういった分析をされておられますか。

○松岡企業局次長 4億円減額となった主な 理由ということでのお尋ねかと思いますが、 大きく分けてこの88億円の工事の中には、ダ ム本体の撤去、それから関連施設の撤去のほ かに、堆砂対策ですとか、それから護岸補修 対策、それから環境対策等がございます。そ ういった中で、特に護岸補修対策につきまし て、当初の予定では18億円を見込んでいたと ころでございますけれども、それが全体で約 9億円ということで減額になったということが、一番全体で減額になった原因でございます。

この護岸補修対策費というのは、ダム撤去によって、ダムの湛水域の水位がずっと低下してまいりますけれども、その後に道路護岸などに空洞とか、それから変状、そういったものが見つかった場合には、すぐその補修をするということで予定をしておりました。しかし、実際には、想定よりも水位が低下しても、護岸の空洞とか、そういったものが少なかったということが大きな原因で減額となったというところでございます。

ただ、一部では、若干社会情勢の変化等によって増額してきた部分もございまして、ダムに堆積していた土砂の除去費用、こういったものが当初よりも約2億円増加したり、ダム本体、それから関連施設の撤去費用が全体で1億円の増であったということ、そういったことを踏まえてトータルとして4億円の減になったという状況でございます。

○高野洋介副委員長 当初88億から、結果4億円減額ということは、私、個人的には非常に高く評価していますし、工期自体もきちんと守られたというのは、やっぱり全国初の撤去工事にしては、非常に皆様方が頑張ったなというふうに評価しています。

地元の一人として、JVの方々を見ていると、非常に、まず安全対策、そして環境対策、工期と、いろんなことを配慮しながら頑張ってこられたというふうに思いますので、工事関係者の方々を皆様方も素直に評価をしながら、今後の――まだ残っている部分もありますので、しっかり最後まで、環境モニタリングまで含めてやっていただきたいのと同時に、地元の対策もまだまだ残っている部分ありますので、しっかり取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。要望でいいです。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。 ——なければ、これで報告に対する質疑を終 了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り 組みの一つとして、平成27年度から、常任委 員会ごとに1年間の常任委員会としての取り 組みの成果を、2月定例会終了後に県議会の ホームページで公表することとしておりま す。

ついては、これまで各委員から提起された 要望、提案等の中から、執行部において取り 組みの進んだ項目について、私と副委員長で 取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2 月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、 審議していただきたいと考えておりますが、 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○早田順一委員長 それでは、異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。

次に、そのほかで委員から何かございませ んか。

○松田三郎委員 ちょっとこれは三輪水俣病 審査課長になるかと思いますが、先般報道で 見ましたけれども、新潟の水俣病の東京高裁 判決が出たと。これは、何か直接、間接熊本 県にというか、熊本県の認定作業等々に何か 影響があるものなんですか。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でござ います。

この裁判につきましては、9名の方が新潟 水俣病に認定するべきという裁判でございま して、結果は9名ともに水俣病に認定されま した。されたという内容でございます。た だ、これは被告になっておりますのが新潟市 でございまして、県のほうは被告ということ ではございませんので、まずはある裁判の事 例ということで受けとめております。

ただ、本県におきましても、同じような争点の部分の裁判を今継続中でございますので、この内容も踏まえながら、今後、県のほうが被告になっております、当事者になっております裁判のほうも、主張、立証を続けてまいりたいと思っております。

○松田三郎委員 わかりました。

今のに関連しまして、田中部長に、これは 水俣病長うございますので、ちょっとお尋ね といいますか、感想で結構でございますが、 私、別に水俣、芦北に住んでいるわけじゃあ りませんので、どれぐらい多い意見なのかは ちょっとわかりませんが、たまにお住まいの 方から、今の話のように、直接水俣と関係な いところに新潟水俣病って、別に病名つけよ うはあったんだと思いますが、いわゆるそう いう名前をつけられてしまうと、何か水俣 の、もちろん水俣病の今までの歴史とかを風 化させてはならないという思いは一方にあり ながら、不正確な情報をもとに何かそういう のが出るたびに、水俣市の自治体としてのイ メージがよくないと、あるいはこの水俣条約 のときも水俣という名前がつけられる。これ はちょっと不確かな情報ですが、海外のどこ かの工場の排水による公害も、地元のあれを 使って何とか水俣病とつけられたところがあ るとかですね。

そういう意味では、さっき言いましたように、軽々に水俣という名前を風化させない意味でも、しっかり語り伝えていくというのは必要な反面、知らない人にあえて水俣の名前がついたのが伝播することによって、誤ったイメージというか、悪い水俣市というのが、よくないイメージを持たれてしまうんじゃないだろうかという意味で、まあその方がどうしてくれこうしてくれという話じゃありませ

んでしたけれども、そういう思いの方というのは、少なくとも水俣、芦北の中では、部長の今まで携わってこられた、まあ肌感覚で結構ですが、多いのか少ないのか、割合といいますか、そういう意見の多い少ないをちょっと教えていただければと思います。

○田中環境生活部長 水俣という名前がもたらす影響ということでございますけれども、これも先生方御承知かと思いますが、その水俣病という病名を変更できないかというふうな運動もかつてございました。

私の感想ですけれども、やはり現時点で も、メチル水銀中毒症、医学的に言えばそう だと思うんですが、それを水俣病ということ で使う、これは政府のほうもそういうふうに 扱うというふうな見解を示されております が、それについて、先生が御指摘になられま したようなマイナスのある面、風評被害的な 影響があるというふうなお考えの方も、現時 点でも多分いらっしゃると思いますし、御案 内がありました水俣条約のとき、それから、 例年5月1日の公式確認の時期になります と、いろんなかつての、要するにモノクロの 映像で大きな排水管のパイプからヘドロが海 面に流れているとか、そういうふうなことが 出るたびに、いろんな機会にそういう水俣と いう名前がもたらすその地域に対してのそう いうような影響が出る、あるいはそういうふ うなものをお感じになるという方はいらっし ゃるかと思います。

ただ、これは時期によってかなり、先ほど申し上げましたように、昭和たしか40年代だったと思いますが、その病名変更の運動がなされたころが一番ピークであって、現時点――先ほどこれも先生のほうからお話がありましたけれども、そういうこともありながらも、やはり水俣、正しい、要するに水俣病についてのあるいは地域についての理解をしていただくという取り組みを進めてきた結果も

ありまして、現時点では、そういうふうな反応は、どちらかといいますと少ないのではないかというふうに私は受けとめております。

引き続き、正しくやはり御理解をいただく、何の問題でもそうだと思いますけれども、いろんなことについての私ども正確な情報を提供して、正しく御理解をしていただくように精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○松田三郎委員 続けてよかですか、別の。
- ○早田順一委員長 はい。
- ○松田三郎委員 わかりました。

今度、済みません、商工の観光物産課、国 際課、両方かもしれませんが、先週末、ちょ っとたまたま見ておりましたテレビで、ハラ ールのことがちょっと特集でやっておりまし た。短い時間で、全部見たわけじゃありませ んが、ムスリムに関するマーケットは日本円 にして300兆円ぐらい、これからも含めてあ ると。特に、インドネシア、マレーシアから の、多分日本にという数字だと思いますが、 お客さんが非常にふえているというようなの も報道で、そこでありまして、御存じかもし れませんが、私が住んでおります球磨郡の錦 町にゼンカイミートという、これはハラール 認証を受けた屠畜施設があって、たまたま今 出たインドネシア向け、マレーシア向けとい うのが、全国でもかなり少ないそういう認証 を受けた施設ということで、これはあくまで も牛肉を輸出するという面ですが、一方で、 さっきのニュースにあったように、マレーシ ア、インドネシアからもインバウンドでたく さん、今もそうですし、これからもっともっ とふえるだろうというときに、東京あるいは 大都市では大分取り組みが進んでいるようで ございますが、いわゆるこのハラール認証を

受けた製品、商品、これは端的に言うと、例えば豚肉を食べない、禁止されていると。ですから、例えば熊本の一大看板である豚骨ラーメンて言うた場合、これは全て基本的にアウトと。だから、豚に由来しない成分だけでつくった何かラーメンとかも開発されている。一方では、食べ物だけじゃなくて、化粧品とか、一部の医薬に近い製品とか、いろいろ幅広いわけですね、ハラール。

そこで、各自治体なりあるいは民間企業でやっぱりいろいろ取り組んでいただく分野、そういう部門は多いとはいえ、県としても、例えば、今言いましたように、お祈りする場も必要だそうでございますし、多い人は6回ぐらい1日お祈りをすると。あるいは、さっき言った、行った先での食べ物を、自分が宗教上食べられるのかどうかというのが、簡単に言えば、なかなか今わからないと。

そういうソフト、サイトがあって、この近 辺にって調べるといろいろ出るのが東京には あるそうでございますが、そういった意味で は、県として、例えば何か頑張っているとこ ろをもっと引き上げられないかとか、あるい は1つの自治体、1つの企業で非常に難しい のを、何とかこういう取り組みをしています よというような宣伝、アピールのお手伝いが できないかというのをちょっとそのテレビを 見ながら感じたんですけれども、インバウン ドなり、いろいろ宿泊施設等々、飲食店等 々、今まで何かちょっとそれらしいことを支 援したか、あるいはこれからこういう面でや っていこうというお考えがあるかどうかとい うところをちょっとお尋ねしたいと思いま す。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

ハラールの方々の受け入れに関する御質問ということで、実は、これまでの取り組みといたしましては、平成26年度以降、ムスリム関係の方々のモニターツアーなどを、熊本市

と連携したりしまして、過去に取り組んだことはございました。

今施設面で言いますと、ムスリム観光客の受け入れが可能な宿泊施設は、一応18施設ということで、熊本市内においては、大きなホテルさん、日航さんとかキャッスルさんとか、そういった代表的なところは、基本的に食事の提供まで含めて可能になっております。また、礼拝、おはらい、お祈りをする場所についても、それぞれの施設で設けられているところもございます。

ただ、まだそれ以外の施設になりますと、 レストラン、2つぐらいしかないとか、非常 にまだ取り組みについてはおくれているとこ ろでございます。

私どもも、海外展開本部会議というのが、 庁内の横断的な組織で、海外に関する関係部 署が集まってやっているところがございます が、そこにムスリムのワーキンググループな んかも設けて検討したところも過去ございま した。

しかしながら、現在、いわゆるインバウンド観光客、こちらのほうのシェアを見てみますと、どうしてもムスリム以外のところ、中国、台湾、香港、タイ、そういったところ、韓国を含めて、そこが9割を占めておりまして、あと、今後課題として、2019年のラグビー、ハンドボール、それからオリ・パラを含めますと、ちょっと欧米豪対策も非常におくれているということで、そこのマーケットが大体3.3%ぐらいになっております。

どうしてもムスリムになりますと、まだちょっとシェアが低うございますので、今後発展する部分、今後所得が向上するに伴いまして、先生から御指摘をいただきましたインドネシア等々の観光客もふえていくところもあるかと思いますので、ちょっとそこは限られた予算、限られた人員の中で、今後、PR、支援を含めて、ちょっと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

おっしゃるように、今中国、韓国、台湾、 香港とか、あるいは今度ラグビーも、ヨーロッパも決まりましたので、そういう優先度が あるわけでしょうからね。ただ、そのインドネシア、とりわけバリ島との関係も、これからだんだんより深くなっていくでしょうから、その次ぐらいには順番で行くわけでしょうから、準備は怠りなく、お金のかかることもあるでしょうし、民間にあんまりお金のから、情報としてしっかり、いざというときにはできるというぐらいの県庁での体制も、引き続きとっといていただきたいと思います。以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

〇岩本浩治委員 ちょっと教えていただきたいんですが、先週、うちの社労士と話をしておりまして、これは労働雇用になると思うんですが、従来、私のところの社員は、1年契約社員もおりますし、それと無期限、定年までという社員もおるんですが、国のほうでは、何か2年後に法制化で考えておりますのが、有期限社員が5年以上勤めた場合は、本人が無期限にしてくれとなった場合に、無期限にしなければなりませんよという話でした。

仮に、まあ私のところは定年60でしますと、65まで、1年契約更新で65まで働けるという規則なんですが、56歳まで5年間、1年契約で有期限社員で来た場合に、5年たったら、本人が無期限にしてくれと言うたときは、60定年にならないと。まああと5年間たちますから――57のときは、5年ですから、63~64までは正職員扱いしなければなりませんよという話が出たんですね。

今後、見通しとしてどういうふうな状況下 にあるのか、ぜひ教えていただければと思い ます。

〇石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課で ございます。

今ちょっと先生からお話のあった、5年間で非常勤の職員が申し出た場合は、正職員にしないといけないというような動きの法律改正があっているのは存じておりますけれども、定年の年齢との関係でどのような形になっているかは、ちょっと私も今ここの場でお答えすることができないので、ちょっと後から調べて先生のほうに御報告したいと思います。済みません。

○早田順一委員長 ほかにありませんか。 ——なければ、以上で本日の議題は終了いた しました。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

経済環境常任委員会委員